

平成20年9月10日

東日本高速道路株式会社
関東支社横浜工事事務所
栄東工事長 加藤 健治

【高速横浜環状線庄戸地区 民地への無断立ち入りの測量調査の抗議などについて】について(回答)

貴会ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より、弊社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2008年9月付けで弊社社長および横浜工事事務所長宛「申し入れ」について、以下のとおり回答いたします。

なお、社長および所長宛に提出されておりますが、高速横浜環状南線の事業に関する内容であるため、事業を担当しております当職より回答致します。

1. 今回の民地に無断で立ち入って測量調査をした事実について全て明らかにすること。(具体的に、無断でどこどこの敷地に立ち入って、どのような測量調査をしたのかについても含む)

測量調査は、事業用地の正確な地形を把握するために、本線縦断方向20m間隔で行ったところです。事業用地近傍の住民の方に対する、現地調査のお知らせにつきましては、一)調査杭の打設が事業用地内の作業であり、地質調査のような騒音を伴わないこと、二)地質調査時に、隣接地の方と接触した際、貴委員会より『事業者が直接住民に働きかけたりする事はしない』との要求があったこと、を踏まえ、代表者の方宛てに 作業箇所 作業期間 作業方法 施工会社 問合せ先、をお知らせさせて頂いていたところです。

また、「民地への無断立ち入り」については、住宅地としての区画に立ち入った事実は無く、調査員が、法肩周辺(宅地から高さ数mの段差を隔てた事業地側)を踏査していた際に、住民の方からご指摘を受けたものと認識しております。今後は、このような問題が起こらないよう、作業に万全の注意を払うことはもちろんのこと、用地境界を明示して参りたいと思っておりますので、ご協力お願いいたします。

2. 今回の無断測量調査が誰の指示で行われたのか。

また、測量業者名と測量士名及び立ち会っていた東日本社員名を明らかにすること。

1. に同じ。

3. 無断立ち入り測量したことに関して、「協議会開催等でトンネル化のために必要な調査であることが明確に分かる説明をし、住民の理解を得る努力をすること。(開催について加藤工事長基本了承済み。)」を含む貴社の措置を明らかにすること。

調査の必要性につきましては、過日、第四回技術検討会(仮称)において、ご説明させていただいたところでございますが、今後とも、ご理解いただけるよう、ご説明を尽くして参ります。

ご理解の程よろしくお願いいたします。また貴会会員の皆様によろしくお伝え頂きますようお願い申し上げます。

以上